

綾瀬市市制50周年記念ロゴ及び記念キャッチフレーズ募集要領

1 趣旨

令和10年11月1日に市制50周年を迎えるに当たり、市民、事業者、各種団体及び行政が一体となって50年の歩みを振り返り、未来の綾瀬につなげることを目的に市制50周年記念事業（以下、「記念事業」という。）を実施します。

記念事業の実施に当たり、綾瀬市制50周年を皆で盛り上げるとともに、市内外に効果的にPRするため、綾瀬市制50周年記念ロゴ及び記念キャッチフレーズを募集します。

2 募集期間

令和8年8月17日（月）から 令和8年9月18日（金）まで

3 応募資格

- (1) 市内に在住・在勤、在学の方。
- (2) 記念ロゴ及び記念キャッチフレーズに決定された場合、広報誌等への掲載を目的としたインタビューや写真撮影に協力いただける方。
- (3) 応募作品のブラッシュアップに同意いただける方（記念ロゴに限る。）。

4 募集方法

広報あやせ、市ホームページ、公民館などの公共施設におけるチラシ等で募集します。

5 募集要件

- 50年の歩みを振り返り、綾瀬市らしさや未来への希望・発展を表現されていること。
 - 50周年のテーマがイメージでき、親しみやすく印象に残るものであること。
 - 応募者のオリジナル作品かつ未発表作品であること。
 - 生成AI等を利用した作品ではないこと。
 - 公序良俗に反した作品ではないこと。
 - 他者の作品を模倣した作品ではないこと。
- (1) 50周年記念ロゴ
- 誰もが親しみやすく、視認性の高いデザインであること。
 - 単色、モノクロで使用してもイメージが損なわれないこと。
 - 拡大、縮小しても使用できるデザインであること。
 - 応募の際の下地は白色とすること。

- 手書き又はデジタル媒体で作成されたものであること。（手書きロゴをスマートフォン等で撮影したものも可。）
 - データで作品を提出する場合のデータ形式は J P E G、P N G 又は P D F とし、9 MB 以内とすること。
- (2) 50 周年記念キャッチフレーズ
- 「あやせ（綾瀬）」、「50」などの言葉を使用するなど、市制 50 周年記念にふさわしいこと。
 - 最大 20 文字程度とし、簡潔に表現されていること。

6 応募点数

1 人につき各 1 案まで応募可能とします。

7 応募方法

(1) 電子申請（LoGo フォーム）による応募

専用の入力フォームから必要事項を入力の上、お申し込みください。

(2) 郵送・投函による応募

- 所定の応募用紙（市ホームページからダウンロード可）に、必要事項を書いて、又は市役所 1 階市民ホール受付の回収箱に投函してください。
- 所定の応募用紙は、市役所 1 階市民ホール、市政情報コーナーにて配布しています。

(3) その他

ア 応募用紙は、返却しませんので、御了承ください。

イ 応募用紙の提出にかかる費用については、応募者の負担となります。

ウ 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。市では一切の責任を負いません。

8 選考方法

(1) 1 次選考（令和 8 年 9 月に実施予定）

応募された記念キャッチフレーズ及び記念ロゴは、綾瀬市制 50 周年記念ロゴ、記念キャッチフレーズ選考委員会において 1 次選考を行い、優秀作品を選考いたします。

(2) 市民投票（令和 9 年 2 月に実施予定）

1 次選考で選ばれた優秀作品について、広報あやせ及び市ホームページ等で周知をし、市民投票を実施し、市民投票の結果得票数の一番多かった作品を記念ロゴ及び記念キャッチフレーズ（以下「最優秀作品」という。）として決定いたします。

9 選考結果の発表

(1) 1 次選考の結果について

優秀作品の応募者には直接通知するとともに、市民投票実施の際に優秀作品を広報誌及び市ホームページ等で発表します。また、この発表をもって、優秀作品以外の方への結果通知に代えさせていただきます。

(2) 市民投票の結果について

市民投票実施後、優秀作品の応募者に結果を通知するとともに、最優秀作品を広報誌及び市ホームページ等で発表します。

10 公表

市民投票により決定された最優秀作品の応募者は、広報あやせ及び市ホームページ等において、応募者近影及び氏名、居住地域を公表します。

11 最優秀作品の取扱い

(1) 最優秀作品は、市制施行 50 周年記念を P R するために、記念事業や広報あやせ及びホームページ、各種印刷物、各種 P R グッズ等に使用する予定です。

(2) 優秀作品の応募者は、1 次選考における応募作品の選考と同時に、市に対して当該作品の著作権（著作権法第 27 条、28 条を含む一切の権利）を無償で譲渡するものとし、当該作品の著作権及び使用権は市に帰属するものとします。

(3) 優秀作品に選考された応募者は、市が当該作品を使用するに当たって、著作者人格権を行使しないものとします。

(4) 最優秀作品の応募者と市とは、上記（2）及び（3）を内容とした著作権譲渡に関する契約を締結するものとします。

なお、契約に当たり、契約料や使用料の金銭的対価はお支払いしません。

12 個人情報の取扱い

応募に係る個人情報については、審査・発表・表彰・応募状況の集計・公表以外の目的で使用することはありません。